

---

# I. はじめに

---

## 1. 政治資金規正法改正の経緯

平成18年から19年にかけて、政治資金の使途に関する問題（注1）が大きく取り上げられました。政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭するため、平成19年12月、与野党協議の結果、政治資金規正法の改正案が議員立法として提案され、改正法が成立しました。

（注1）収支報告書の虚偽記載、主たる事務所を議員会館としている資金管理団体の多額の事務所費や光熱水費の計上、事務所費の架空計上、資金管理団体による巨額の不動産取得など

## 2. 改正政治資金規正法の概要

国会議員が関係する政治団体として「国会議員関係政治団体」を定義（注2）し、これに該当する政治団体の支出に係る収支報告の適正の確保及び透明性の向上のため、

- ・ 登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け
- ・ 収支報告書への明細を記載する基準額の引下げ等
- ・ 少額領収書等の写しの開示制度の創設

などを主な内容としています。

（注2）以下の①②の政治団体（ただし、政党、政治資金団体及びいわゆる政策研究団体以外）及び③

- ①国会議員・候補者（候補者となろうとする者を含む。以下同じ。）が代表者である資金管理団体その他の政治団体（1号団体）
- ②租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（2号団体）
- ③政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域等を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるものは、1号団体とみなされます（みなし1号団体）

### 3. 本手引について

政治資金規正法は、政治活動の公明を確保するため、政治資金の収支を公開し、政治資金の収支の状況を国民の前に明らかにすることを目的とするものであり、それに対する是非の判断は国民に委ねられています。

ところが、これまで収支報告書の支出のうち明細記載義務がある項目は政治活動費に限られ、その明細記載基準額も支出1件当たり5万円以上とされていたため、政治団体の支出の記載を巡り不透明等の批判（注3）がなされ、政治資金の用途に対する国民の政治不信を招く事態となりました。

（注3）政治団体の支出をどの項目に区分するかにより、明細記載義務も異なることとなるため、明細記載義務がない光熱水費や事務所費などの経常経費として、本来別の目的の支出を計上しているのではないか、あるいは組織活動費や調査研究費などの政治活動費であっても1件当たり5万円未満の支出として明細記載義務を免れているのではないか等の指摘がなされてきました。

このため、平成19年12月の政治資金規正法の改正により、

- ・ 収支報告書の支出の明細記載対象項目を人件費以外の全ての項目に拡大
- ・ 収支報告書の支出の明細記載基準額を1万円超まで引下げ

の措置が講じられ、支出の明細について、経常経費（人件費を除く。）か政治活動費かによらず、1件1万円を超える支出は同じように国民の前に明らかにされる状況となります（注4）。

また、1件1万円以下の支出（人件費を除く。）についても、少額領収書等の写しの開示制度が創設されました。

（注4）収支報告書の記載義務違反や虚偽記載には罰則の適用もありますが、経常経費（人件費を除く。）も政治活動費も明細記載基準額が同じになりましたので、どちらの項目に記載するかによって義務違反が生じる生じないといった問題は解消されたこととなります。

加えて、収支報告書に明細の記載を義務付けられていない人件費についても、国会議員関係政治団体はそのすべての支出について登録政治資金監査人による政治資金監査（注5）を受けることが義務付けられ、会計帳簿その他のチェックが行われることから、いわば国民に代わって外部性を有する第三者であり、職業的専門家でもある登録政治資金監査人が確認する制度となっているところです。

（注5）登録政治資金監査人による政治資金監査

- ① 今回の政治資金規正法の改正において、収支報告の適正の確保の観点から国会議員関係政治団体が収支報告書を提出する際に、政治資金監査が義務付けられました。
- ② 政治資金監査を行うのは、政治資金適正化委員会に登録政治資金監査人として登録を受けた弁護士、公認会計士及び税理士とされ、また、登録政治資金監査人は、政治資金監査の実施に当たっては、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了することが要件とされています。

これにより、収支報告の適正の確保と透明性の向上が図られることとなりますが、他方、対象となる国会議員関係政治団体については、会計事務や政治資金監査、収支報告に至る各種の事務処理の増大の懸念、ひいてはそれが政治活動の自由の妨げとなるのではないかといった懸念も指摘されたところです。

このため、国会議員関係政治団体の事務負担の軽減に資するよう、もって新たな制度が円滑に施行されるよう、この手引を作成したところです。

この手引では、国会議員関係政治団体の政治活動に伴う日々の会計帳簿の記載や領収書等の管理に始まり、収支報告書の提出と少額領収書等に係る情報公開請求への対応に至るまでの事務処理を念頭に解説しています。できるだけ分かりやすいものとなるよう努めましたが、なお、お気づきの点などはご指摘頂ければ幸いです。

## 4. 手引の使い方

この手引は国会議員関係政治団体の会計責任者の方をはじめとする会計事務に携わる方々が利用されることを念頭に作成しております。

まず、6ページ以下の「5. 国会議員関係政治団体の収支報告の流れ」をご確認頂き、事務全体の流れをつかんで頂いてから、必要に応じて各事項の詳細が記載されている部分をご覧頂くことをお勧めします。

また、日々の会計処理のなかで、個別具体の事例に即してご利用頂けるよう意を用いております。収入簿や支出簿などの会計帳簿の記載と収支報告書における記載とは、経費等の性質の分類における考え方は同じですので、日々の国会議員関係政治団体の政治活動に伴う会計帳簿の記載などの際に疑問や不明な点が生じた場合には、64ページ以下の「Ⅲ. 収支報告書等の作成 B) 記載方法及び記載例」の該当箇所を中心にご覧頂くという使い方ができます。

なお、今日の政治資金規正法には長い経緯があり、その基本的な考え方と、平成19年12月の大改正の意味をご理解頂くことが、よりの確で容易な事務処理につながるものと考えますので、その意味で、是非、「Ⅰ. はじめに」「Ⅱ. 会計帳簿の備付け及び記載」「Ⅲ. 収支報告書等の作成 A) 概説」などにも一度、目を通して頂きたいと思います。

収支報告の最大の意義は、政治活動の自由の保障との兼ね合いを図りつつ、政治資金の収支の状況を国民の前に明らかにし、これに対する是非の判断は国民に委ねることにより政治資金の明朗化を図ることにあるのですから、政治団体の政治活動の決算書ともいえるべき収支報告書が国民から見て分かりやすくあらわされていることが重要です。

平成19年12月の法改正において、国会議員関係政治団体については、収支報告書の支出の明細記載対象の項目の拡大と基準額の大幅な引き下げが行われたことにより、経常経費（人件費を除く。）も政治活動費も記載基準額は1件1万円超となり、個々の支出の記載に当たって「どの項目とするか」の判断により法

的な取扱いには差が生じないこととなりました。

その意味で不透明等の批判は生じにくい制度となりましたので、今後は、ある支出をどの項目として記載するかという問題は、前記のような収支報告の意義に照らせば、国民から見た分かりやすさの問題と言っても良いと思います。

現在の収支報告書の支出に係る様式は、支出の目的によってまず大きく経常経費と政治活動費に分かれ、経常経費については経費の性質などに応じて人件費等の4項目が、政治活動費については、その目的に応じて組織活動費等の6項目が示されています。

従って、同じ物品の購入でも、その目的などによって分類項目が異なることとなり、これまでは、経常経費であれば明細の記載義務はないが、政治活動費であればその義務があることとなるなど、会計事務に携わる方々が頭を痛める場面も多かったことと思いますが、今後は、1万円超の支出であれば、どの項目として扱おうが、人件費を除けば全て収支報告書へ記載しなければならない点では同様となります。

この手引は、法令レベルでは規定されていないような支出の記載方法についてもこれまでの扱いのなかから国民から見て比較的分かりやすいと思われる代表的な記載方法を示すことに努めました。また、お問い合わせが多い点、注意が必要と思われる点などについては、目に留まりやすいよう工夫しております。

会計事務に携わる方々の事務処理の一助となることを念願しています。

## 5. 国会議員関係政治団体の収支報告の流れ

年月日	会計責任者の事務等
N年 1月1日～	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>会計帳簿の備付け及び記載</b> </div> <p><b>1. 会計責任者の領収書等の徴収義務等</b></p> <p>会計経理や収支報告に厳正を期するため、会計責任者等に対し、領収書等の徴収義務が課されています。このため、国会議員関係政治団体の会計責任者等は、1円以上すべての支出の領収書等を徴収しなければなりません。また、国会議員関係政治団体のために寄附を受けた者や支出をした者等は、その明細書等を会計責任者に提出することが義務付けられています。</p> <p><b>(注意) 領収書等の保存</b></p> <p>領収書等を保存する際は、次のような点を前提とした分類整理が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政治資金監査の対象となっていること</li> <li>・ 収支報告書の添付書類として領収書等（1万円超の支出に係るもの）の写しを提出する際は、支出の項目ごとに分類しなければならないこと</li> <li>・ 収支報告後の少額領収書等（1万円以下の支出に係るもの）の写しについて開示請求がなされた場合、支出の項目ごとに分類し、提出しなければならないこと</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><b>2. 会計責任者による会計帳簿への記載</b></p> <p>会計責任者は、収入や支出について、会計帳簿に必要事項を記載し、政治資金の状況を常に明確にさせておきます。</p>
12月31日	<p><b>3. 会計帳簿の締め切り</b></p> <p>12月31日（解散等の場合には、その日）現在で会計帳簿を締め切り、会計責任者において署名押印します。</p>

年月日	会計責任者の事務等
N+1 1月1日～	<div data-bbox="400 237 772 304" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"><b>収支報告書等の作成</b></div> <p data-bbox="427 353 1422 450">会計責任者は、会計帳簿に基づき、収支報告書、徴難明細書、支出目的書を作成します。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div data-bbox="400 539 671 607" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"><b>政治資金監査</b></div> <p data-bbox="427 656 1437 752">会計責任者は、収支報告書、会計帳簿等について登録政治資金監査人による政治資金監査を受けます。</p>
～5月31日	<div data-bbox="400 848 772 916" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"><b>収支報告書等の提出</b></div> <p data-bbox="427 965 1437 1240">会計責任者は、5月31日までに、収支報告書、領収書等の写し等、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を都道府県の選挙管理委員会（以下、単に「都道府県選管」といいます。）又は総務大臣（都道府県選管経由）に提出することとされています。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div data-bbox="229 1576 1362 1637" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 100px;"> <p data-bbox="272 1585 1321 1626">所管庁による収支報告書の形式審査及び要旨公表の準備</p> </div>

年月日	会計責任者の事務等
11月30日 までに	<div data-bbox="424 241 1417 434" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>収支報告書の要旨の公表</b></p> <p>総務大臣又は都道府県選管は、11月30日までに、収支報告書の要旨を官報又は公報への掲載等により公表します。</p> </div> <div data-bbox="400 479 847 546" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>会計帳簿等の保存義務等</b></p> </div> <p><b>1. 会計帳簿等の保存義務</b></p> <p>会計責任者は、収支報告書の要旨が公表された日から3年間、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書等を保存しなければなりません。</p> <p><b>2. 少額領収書等の写しの開示請求等への対応</b></p> <p>何人も要旨公表された日から3年間、次の請求ができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 収支報告書等の閲覧、写しの交付</li> <li>② 領収書等の写しの開示（1件1万円超）</li> <li>③ 少額領収書等の写しの開示（1件1万円以下）</li> </ol> <p>①、②は既に行政庁に提出済みのものであり、行政庁限りで対応されるものですが、③は収支報告書の要旨の公表後、開示請求があつて初めて国会議員関係政治団体が提出しなければならないものです。</p> <p>③の開示請求があつた場合、行政庁から国会議員関係政治団体に対し、少額領収書等の写しの提出命令がなされ、原則として、命令後20日以内に行政庁に提出しなければなりません。</p>
N+4年 11月30日 まで	<p><b>3. 保存義務等の終了</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会議員関係政治団体の会計帳簿等の保存義務期間終了</li> <li>・ 総務大臣、都道府県選管に対し、開示請求等を行うことができる期間の終了</li> </ul>